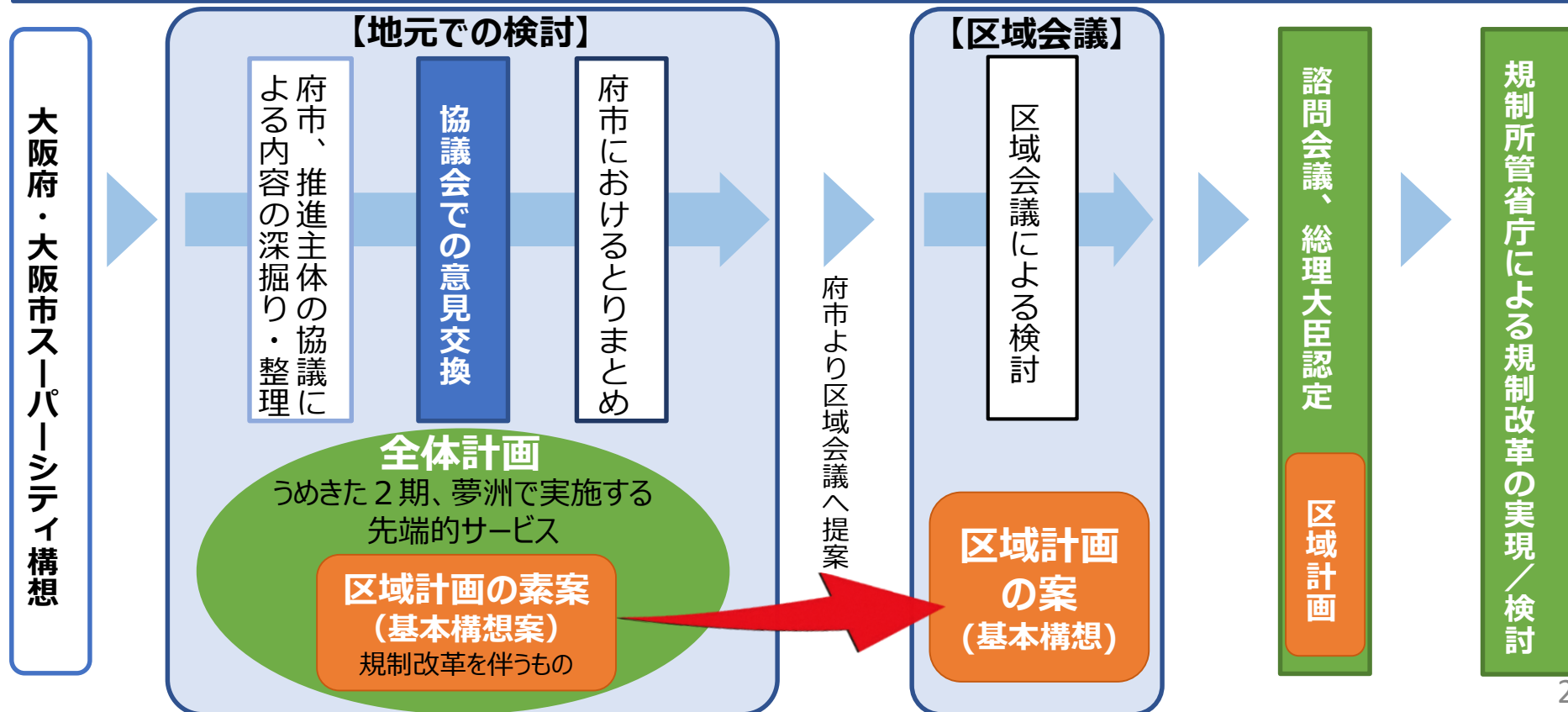




今後のスーパーシティ協議会の進め方について

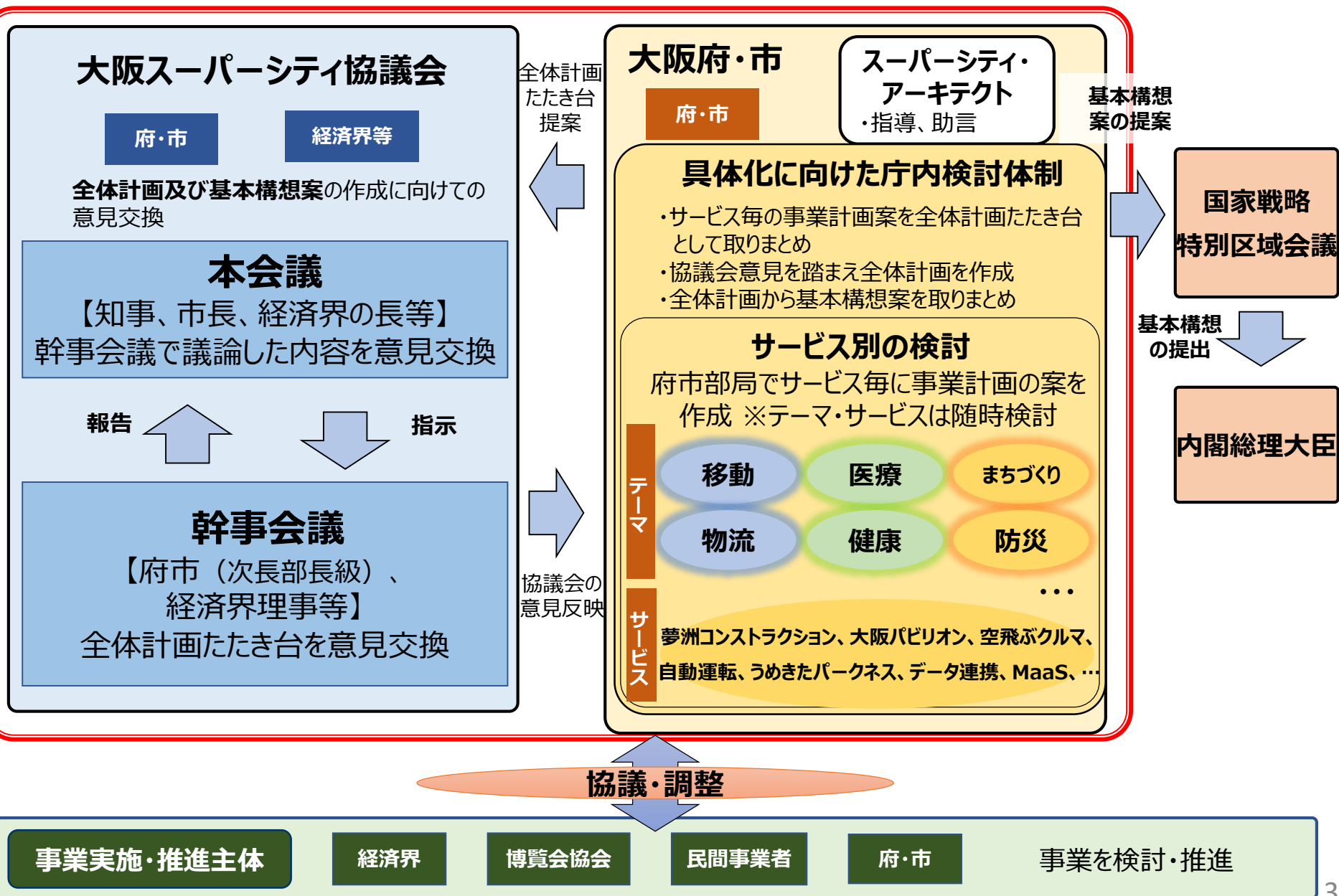
①協議会での意見交換の内容

- スーパーシティ型国家戦略特区の手続きとして、国が設置する区域会議では、規制の特例措置を伴う事業や特定事業（データ連携基盤整備事業を含む）の内容、実施主体等を記載した区域計画の案（基本構想）を作成する。
- 当協議会では、以下の項目について意見交換を行う。**
 - （１）府市が作成する**全体計画**※
 - （２）府市から区域会議へ提案する**区域計画の素案（基本構想案）**
 - ※地元自治体として大阪のスーパーシティがめざす姿、指定区域で実施する先端的服务及び規制改革の内容等を全体的かつ網羅的に取りまとめるもの



②検討体制（案）

全体計画の作成及び推進並びに基本構想案の作成に向け、下記体制を構築



③今後のスケジュール

【区域指定】

2022年3月10日諮問会議決定
4月12日政令閣議決定

【スーパーシティ協議会】

2022年6月 第1回：今後の進め方

8月 第2回：全体計画（基本構想案を含む）骨子案について

12月 第3回：全体計画案（基本構想案を含む）について

【全体スケジュール】

